

(4) 地域制緑地の現況

本市の地域制緑地には、法に基づくものとして、特別緑地保全地区、近郊緑地保全区域、生産緑地地区、河川区域があります。また、市の条例によるものとして、保護地区・保護樹林、朝霞市文化財保護条例に基づく緑地があります。

表 参-22 地域制緑地の指定状況(令和7年度末)

制度		名称	市街化区域(ha)	都市計画区域(ha)
特別緑地保全地区		宮戸特別緑地保全地区	0.55	0.55
		岡特別緑地保全地区	0.43	0.43
		郷戸特別緑地保全地区	0.41	0.41
		新屋敷特別緑地保全地区	0.30	0.30
		代官水特別緑地保全地区	0.38	0.38
		計	2.07	2.07
近郊緑地保全区域		荒川近郊緑地保全区域	0.00	98.00
生産緑地		211 地区	63.40	63.40
河川区域		荒川	0.00	126.03
		新河岸川	0.00	28.15
		黒目川	0.00	23.98
		越戸川	0.00	1.84
		計	0.00	180.00
法律に基づく地域制緑地 計			65.47	343.47
条例に基づく地域制緑地	保護地区	25 地区	7.58	7.86
	保護樹木	95 本	-	-
	文化財保護条例に基づく緑地	広沢の池	0.06	0.06
条例に基づく地域制緑地 計			7.64	7.92
地域制緑地の重複(荒川河川区域と近郊緑地保全区域の重複)			0	△98.00
地域制緑地 合計			73.11	253.39

(みどり公園課資料)

(5) 緑地の総面積

本市の緑地の総面積は、393.64 ヘクタールで市域に占める緑地の割合(緑地率)は21.5%です。

表 参-23 緑地の総括表(令和7年度末)

緑地種別	市街化区域			都市計画区域(市域)		
	整備量		整備水準	整備量		整備水準
	箇所	面積(ha)	(㎡/人)	箇所	面積(ha)	(㎡/人)
都市公園等 計	35	15.32	1.06	45	31.22	2.13
公共施設緑地 計	-	15.03	1.04	-	107.53	7.34
民間施設緑地 計	-	3.09	0.21	-	3.93	0.27
施設緑地 計	-	33.45	2.32	-	142.68	9.74
地域制緑地 計	-	73.11	-	-	253.39	-
施設緑地と地域制緑地の重複	-	0.00	-	-	2.43	-
緑地 総計	-	106.56	-	-	393.64	-
人口(人)	144,079			146,518		
区域面積(ha)	1,078			1,834		
緑地率	9.9%			21.5%		

(一人当たりの面積の計算では、令和7年12月1日時点の人口データ(146,518人)を使用しています。)

6 計画策定の体制と経過

この計画の策定にあたっては、朝霞市緑化推進会議に意見を求め、専門的な知識や市民の立場からの助言をいただきました。

また、市役所の内部に朝霞市緑の基本計画庁内検討委員会を設置し、計画案の検討や関連するほかの計画との調整を行いました。

さらに、市民アンケートやワークショップを実施したほか、市民コメントの募集や説明会を開催することで、市民の皆さんの意見を計画に反映しました。

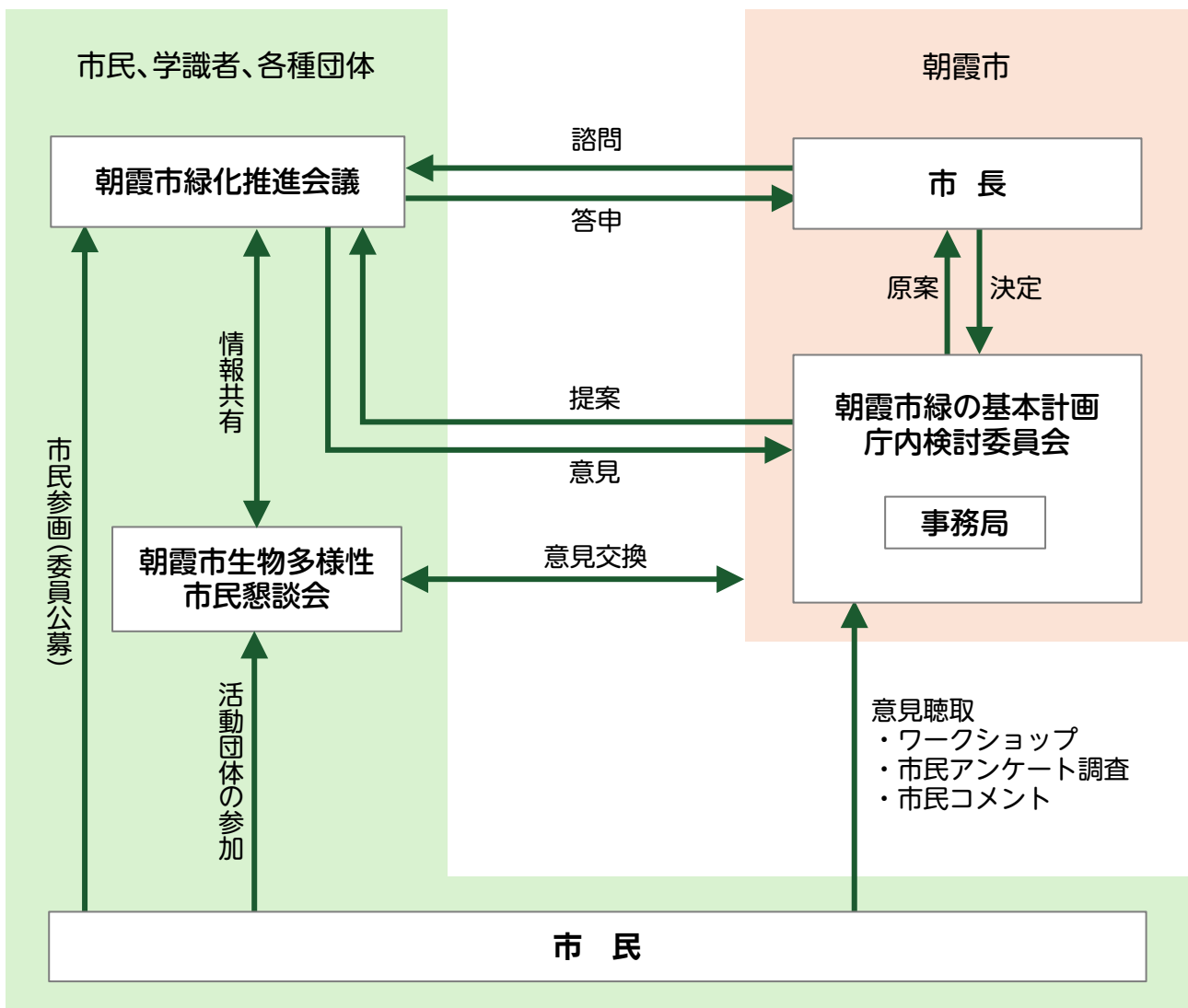


図 参-46 策定体制図

表 参-24 朝霞市緑化推進会議 委員名簿

構成	氏名	所属等
市の議会の議員	高堀 亮太郎 (令和6年5月~令和7年12月)	朝霞市議会
	西 明 (令和8年1月~令和8年3月)	朝霞市議会
	増田 ともみ	朝霞市議会
学識経験を有する者	古賀 健一 (会長)	株式会社戸田芳樹風景計画
	堂本 泰章 (副会長)	公益財団法人埼玉県生態系保護協会
関係行政機関の職員	鈴木 勝浩	埼玉県朝霞県土整備事務所
	鈴木 香織 (令和6年度)	朝霞市小・中学校長会
	渡辺 貴子 (令和7年度)	朝霞市小・中学校長会
まちづくり関係団体の代表者	大橋 純	朝霞市都市計画審議会
社会福祉関係団体の代表者	渡辺 淳史	朝霞市社会福祉協議会
環境関係団体の代表者	藤井 久美子	あさか環境市民会議
商工業関係団体の代表者	本多 武	朝霞市商工会
農業関係団体の代表者	高橋 隆	朝霞市農業委員会
公募による市民 又は 公募委員候補者名簿に 掲載された市民	大貫 利巳	公募市民(内間木地域)
	田島 徳広	公募市民(北部地域)
	森 敏夫	公募市民(東部地域)
	柴野 昌己	公募市民(西部地域)
	山本 清典	公募市民(南部地域)

表 参-25 朝霞市生物多様性市民懇談会 委員名簿

構成	氏名	所属等
座長	堂本 泰章	公益財団法人埼玉県生態系保護協会
委員	松永 健司	あさか環境市民会議
	小林 一己	黒目川に親しむ会
	富永 靖徳	公益財団法人埼玉県生態系保護協会 朝霞支部
	田中 幹男	秋ヶ瀬野鳥クラブ
	大野 良夫	朝霞基地跡地の自然を守る会
	田之岡 真澄	朝霞湿生植物保護の会
	山本 長志郎	わくわく新河岸川みどりの会

6 計画策定の体制と経過

表 参-26 朝霞市緑の基本計画庁内検討委員会 委員構成

委員長	都市建設部	部 長
委員	都市建設部	まちづくり推進課長
		開発建築課長
		みどり公園課長
		道路整備課長
	市長公室	政策企画課長
	危機管理室	危機管理室長
	総務部	財政課長
		財産管理課長
	市民環境部	地域づくり支援課長
		産業振興課長
		環境推進課長
	福祉部	長寿はつらつ課長
	こども健康部	保育課長
	上下水道部	下水道施設課長
	学校教育部	教育総務課長
		教育指導課長
	生涯学習部	生涯学習・スポーツ課長
文化財課長		

1章 計画の
基本的事項

2章 みどりの
現状と課題

3章 みどりの
将来像

4章 みどりの
指針

5章 みどりの
取組

6章 地域別の
取組

7章 計画の
実現に向けて

参考資料集

表 参-27 計画策定の経過

項目	会議等			
	緑化推進 会議	生物多様性 市民懇談会	庁内検討 委員会	ワークショップ等
令和6年度	(4回開催)	(3回開催)	(5回開催)	
<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの現況の整理 ・市民アンケートの実施 ・みどり事業のまとめ ・みどりの評価 ・みどりの課題の整理 等	■5/28 ■8/20 ■12/19 ■3/13	■10/7 ■12/18 ■2/18	■4/24 ■5/14 ■8/6 ■11/18 ■2/18	■9月下旬～10月中旬 (みどりの市民アンケート) ■1/26 (シンボルロードの緑地管理を 考える勉強会) ■2/22 (ワークショップ)
令和7年度	(5回開催)	(1回開催)	(5回開催)	
<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの将来像の検討 ・みどりの指針の検討 ・施策の方針の検討 ・重点施策の検討 ・地域別計画の検討 ・素案の作成 ・市民コメントの実施 ・素案の妥当性判断 等	■7/1 ■9/2 ■11/6 ■1/13 ■2/24	■11/25	■5/26 ■8/20 ■10/15 ■12/22 ■2/16	■7/11 (基地跡地見学会) ■1/16～2/16 (市民コメント) ■1/17・20 (市民説明) ■2/16 (千葉大学大学院園芸学研究院 木下剛教授)

7 公園緑地の制度解説

この計画では、私たちの暮らしを豊かにする環境全体をみどりと呼びます。これは植物だけでなく、森や田畑、川や池、公園、学校の校庭や家の庭なども含めた、生き物や自然がある場所すべてを指します。

このみどりの中でも、法律などで将来にわたって守ることが約束されている場所を緑地と呼び、どれくらい確保するかという目標を立てる対象にしています。

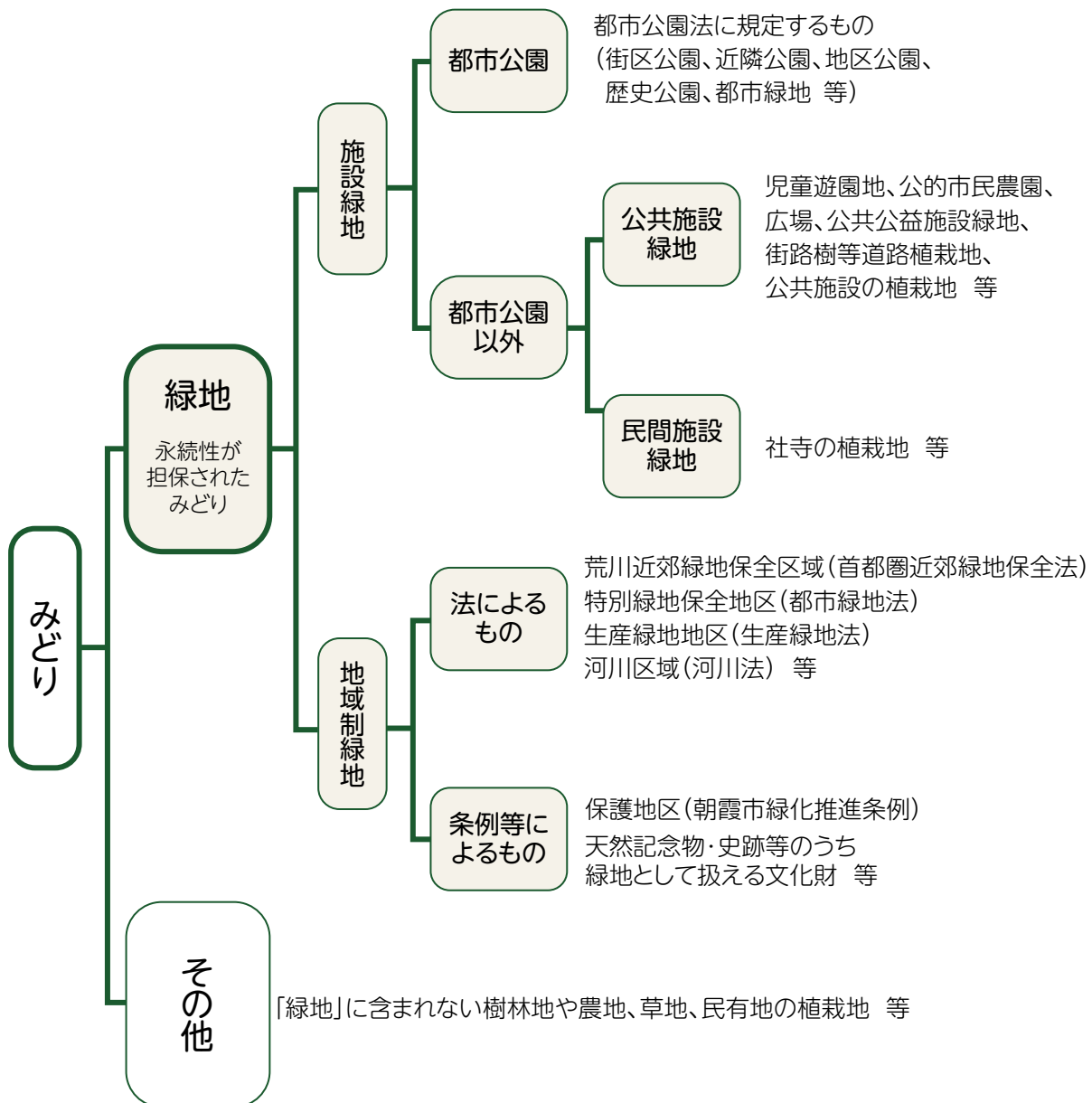


図 参-47 みどりと緑地

表 参-28 都市公園の種類

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2ha を標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園(カントリーパーク)は、面積4ha 以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1000ha を標準として配置する。
	国営公園	主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1箇所当たり面積おおむね 300ha 以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を 0.05ha 以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

※みどり色に着色した種別は本市にある都市公園の種別です。総合公園はまだありませんが、基地跡地における都市計画決定上の種別が総合公園であるため着色しています。

※種別と内容は、国土交通省のホームページに掲載している都市公園の種類から引用しています。

8 用語の解説

あ行	
雨庭	建物の敷地内や道路等に降った雨を集め、一時的に貯めて、ゆっくり地下へ浸透させるために設ける植栽地のことで、レインガーデンとも呼ばれます。
荒川低地	荒川が運んできた土砂が積もってできた、川沿いの低くて平らな土地のことです。地質学では沖積面(ちゅうせきめん)と呼ばれます。
ウォーカブル	居心地がよく歩きたくなるまちのことです。車中心ではなく、ベンチで休んだり、安心して散歩や買い物ができたりする、人を中心とした空間づくりを指します。
雨水貯留・浸透	大雨が降ったとき、一時的に水を貯めたり地中にしみ込ませたりすることで、雨水が下水道や川へ一気に流れ込まないようにすることです。
エコアップ	緑や水を増やすだけでなく、水辺と草木を隣り合わせるなどして、生き物のすみかとしての質を高めることです。今ある環境に手を加え、生き物がより暮らしやすい豊かな自然へとレベルアップさせる工夫を指します。
エコロジカルネットワーク	生き物が地域を行き来し、命をつなぐためのみどりのつながりのことです。生き物の拠点となる森などの核(コア)、移動ルートとなる川や並木などの回廊(コリドー)、休憩場所となる公園などの飛び石からなります。
園芸療法	草花や野菜を育て、土や植物にふれあう活動を通して、心の疲れを癒やし、体の健康を整える療法のことです。
オープンスペース	公園、河川、農地など、建物が建っていない開放的な場所の総称です。都会では、ビルやマンションの敷地にある広場や歩道なども含まれます。誰もが自由に過ごせる場所であり、景観を守り、災害時の避難場所としても役立ちます。
か行	
街区公園	都市公園法に基づく都市公園のひとつで、こどもの遊び場や近所に住む人々の休憩や運動、交流の場として利用されることを目的につくられる、もっとも身近な公園のことです。1箇所当たり0.25haを標準として設置されます。
涵養起源	降った雨が地下を通して特定の湧水へたどり着く元となる場所です。今回の調査では、降った雨(地下に浸透した雨)の1%以上がその湧水に届く範囲をシミュレーションで予測しています。
協働	多様な部門や組織が、共通の目標に向かって、それぞれの力を持ち寄り、対等の立場で協力してともに働くことです。
近郊緑地保全区域	首都圏近郊緑地保全法に基づき、首都圏などの都市近くで、豊かな自然を守るために国が指定したエリアです。無秩序な開発を制限することで、災害を防いだり、私たちがリフレッシュしたりできる貴重な緑の環境を将来まで残します。
近隣住区モデル	学校を中心としたひとつの生活のまとまりを想定し、まちを計画する考え方です。住民が歩いて行ける範囲に、公園や施設をバランスよく配置するための基準となっています。
クールアイランド	大きいみどりの空間は、日陰や植物の働きで周囲より気温が低い涼しい場所(クールアイランド)を形成します。そこから冷たい空気が周囲へ広がり、街を冷やすのがにじみ出し現象です。夏の暑さを和らげる大切な役割を果たします。
クラウド	インターネット上にデータやアプリケーションを保管し、必要な時に必要な分だけ使用できるようにしたサービスのことです。

グリーンインフラ	自然が持っているチカラや働きを、わたしたちの暮らしや社会を良くするために使う考え方です。公園のみどり、屋上緑化、川、田んぼ、森などの自然そのものや自然の仕組みをまねた施設を暮らしを支え・豊かにする財産として計画的に活用することです。
グリーンインフラ推進戦略 2030	自然のチカラを社会の課題解決に生かすグリーンインフラを、2030年までに当たり前のものにするための国の計画です。防災、環境保護、地域の活気づくりをセットで進め、豊かな未来をつくることを目指しています。
景観作物	遊休農地や耕作放棄地などに植えられ、美しい風景をつくる作物のことです。ヒマワリやコスモスなどが代表的で、地域の自然を守るだけでなく、観光客を呼んだり住民が交流したりする場所づくりにも役立てられています。
グレーインフラ	コンクリートや鉄などを使ってつくられた、私たちの生活を支える人工的な施設のことです。例えば、道路、下水道、橋などがこれにあたります。
景観重要樹木	景観法に基づき、地域の良好な景観形成に特に重要な役割を果たすとして指定・保存する樹木のことです。
健康資産	医療サービスを指すことが一般的でしたが、近年、公衆衛生やまちづくりの分野では、人々の健康を維持・増進するために活用できる地域にあるすべての要素という、より広い意味で捉える考え方が主流になっています。
公園の利用頻度	みどりの市民アンケート調査により得られる公園の年間利用回数の平均です。
国土交通省環境行動計画	国土交通省が、道路や鉄道、家づくりなどで環境をどう守るかを定めた実行計画です。温暖化を防ぐ脱炭素、ゴミを減らすリサイクル、自然を守る生き物との共生を柱に、住みやすい未来を目指しています。
コロナ禍	新型コロナの流行による社会の混乱や苦境のことです。外出自粛やマスク着用など生活が大きく変わり、この変化をきっかけに生まれた新しい日常をニューノーマルと呼び、オンラインの活用などが当たり前になりました。
さ行	
再生可能エネルギー	太陽光、風、水、地熱など、自然界に常に存在し、使い切る心配がないエネルギーのことです。二酸化炭素をほとんど出さないため、地球温暖化を防ぎ、環境を守りながら繰り返し使い続けられるクリーンな資源です。
里山	人里に隣接し、暮らしの中で手入れされてきた森林や農地のことです。人と自然が共生し、多様な生き物を育む環境です。
市域に占める緑地率	都市公園、学校などの公共施設の植栽地、社寺などの民有地の植栽地、特別緑地保全地区や保護地区、生産緑地などの法律や条例で守られている緑地などのすべての緑地面積が市域に占める割合です。
市民緑地認定制度	個人や企業が持つ土地を、地域の公園や広場として公開・管理する仕組みです。所有者が設置管理計画を作成し、市区町村から認定されると、そこがみんなの憩いの場になります。税金が安くなるなどのメリットもあり、まちの緑を増やすために役立っています。
諮問・答申	諮問は、国や自治体が、専門家や市民の代表からなる機関に意見を求めることです。答申は、諮問を受けた機関が、検討した結果を公式な意見として返すことです。
住区基幹公園	住んでいる場所から歩いて行ける、生活に身近な公園の総称です。大きさや役割によって街区公園、近隣公園、地区公園の3種類に分けられます。
樹林地等の担保性	緑地が開発されず、将来にわたって確実に残るように、法律や制度によって保証されている状態のことです。

8 用語の解説

生産緑地 特定生産緑地	生産緑地は、都市の農地を緑地として守る制度です。所有者は 30 年間農業を続ける条件で、税金が安くなります。その期限後さらに 10 年延長できるのが特定生産緑地制度です。通常、生産緑地の指定には 500m ² 以上の広さが必要ですが、朝霞市では条例で 300m ² 以上へと指定要件を緩和しました。これにより、少し小さな農地も守りやすくなっています。
生物多様性	地球上の多種多様な生き物たちが、互いにつながり合って、バランスがとれている状態のことです。いろいろな環境がある(生態系)、多くの種類がいる(種)、個体ごとの個性がある(遺伝子)の 3 つの豊かさを指す大切な言葉です。
た行	
脱炭素型交通	二酸化炭素(CO ₂)排出量を削減し、地球温暖化対策に貢献する交通システムや移動手段を指します。
地球温暖化	地球全体の大気温度が、人間活動によって増えた二酸化炭素などの温室効果ガスのために、徐々に上がっていく現象です。この温暖化によって、異常気象や海面の上昇など、長期にわたる様々な変化が起こります。これが気候変動と呼ばれているものです。地球温暖化は、この気候変動の原因のひとつであり、私たちの生活や生態系に大きな影響を与えるため、世界中で対策が急がれています。
調節池・調整池	大雨の際、川や下水道が溢れないよう水を一時的に貯める施設です。主に河川の洪水を防ぐ目的で、河川管理者が造るものを調節池と呼びます。一方、宅地開発などで雨水が急に流れ出さないよう、下水道や住宅地側に造るものを調整池といいます。どちらも下流の浸水被害を防ぐダムのような役割を果たします。
特別緑地 保全地区	都市緑地法に基づき、都市の良好な自然環境を将来に残すために定める地区です。緑地保全の制度の中で最も規制が厳しく、建物の建築や宅地造成、木竹の伐採などが原則禁止され、現状のまま保存することが求められます。その代わりに、土地所有者には税制上の優遇措置や、自治体に対する土地の買取請求権が認められています。
都市公園の 整備水準	市内の都市公園の総面積を市の人口で割った一人当たりの都市公園面積のことです。
都市農業振興 基本法	都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市の農地を防災や環境保全に役立つ都市の大切な財産と位置づける法律です。新鮮な野菜の供給に加え、災害時の避難先や交流の場として、国や自治体が計画的に守り育てることを定めています。
都市の レジリエンス	都市が大地震などの突発的なショックや、気候変動や人口減少などの慢性的なストレスに直面した際に、その影響を最小限に抑え、適応し、回復し、さらに発展していく能力を指します。
都市緑地	都市計画内において、都市の自然環境の保全や改善、都市景観の向上を図るために設けられた、1 箇所あたり 0.1ha 以上を目安とした緑地です。公園や庭、緑道なども含まれます。
都市緑地法	都市において、緑地の保全や緑化の推進について必要なことを定めた法律です。良好な都市環境をつくり出し、健康で文化的な都市生活を確保することを目的としています。
な行	
ネイチャー ポジティブ	2030 年までに、減り続けている動植物などの自然の減少を止め、むしろ増やして自然を回復させるという世界的な目標です。

ネーミング ライツ	公園や体育館等の施設に、企業名などを冠した愛称を付ける権利のことです。企業は宣伝ができ、市は得られた契約料を施設の維持管理や運営に役立てることが出来ます。
は行	
バイオマス	植物や生ごみなど、生物から生まれた資源のことです。二酸化炭素(CO ₂)を増やさない、環境に優しいエネルギー源です。
バリアフリー ・ ユニバーサル デザイン ・ インクルーシブデ ザイン	バリアフリーは、段差の解消など、高齢者や障害者にとっての物理的・心理的な障壁を取り除く考え方です。対してユニバーサルデザインは、年齢や障害の有無にかかわらず、最初からすべての人が使いやすいように設計する考え方を指します。さらに近年重視されるインクルーシブデザインは、これまで利用が難しかった人々の声を計画段階から取り入れ、多様なユーザーと共につくり上げる考え方です。これらを組み合わせ、誰もが自分らしく過ごせる公園づくりが求められます。
ヒート アイランド 現象	都市部の気温が郊外より高くなる現象のことです。アスファルトや排熱の影響で熱がこもり、等温線を描くと都市が海に浮かぶ島のように見えることから名付けられました。
プレーパーク	自分の責任で自由に遊ぶことを理念とする冒険遊び場のことです。既製の遊具に頼らず、廃材や土、火、工具などを使い、こどもが自らの発想で遊びをつくり出せるのが特徴です。プレーリーダーがこどもの自主性や創造的な活動を支えます。
保護地区 ・ 保護樹木	朝霞市緑化推進条例に基づき、特に保護すべき樹木や樹林地を保護樹木や保護地区として指定し、その保全を図る仕組みです。保護地区・保護樹木に登録されると維持管理に係る経費の一部を助成するために年に一回、固定資産税額や指定経過年数に応じた奨励金が交付されます。
ま行	
みどりの満足度	みどりの市民アンケート調査における問 1-a「朝霞市のみどりの豊かさや魅力に満足している」の回答(そう思う(1.0)～そう思わない(-1.0)までの5段階評価)の平均です。
武蔵野台地	関東平野の西部、多摩川と荒川に挟まれた地域に広がる、平らで小高い地形のことです。火山灰土(関東ローム層)が厚く積もっています。
や行	
屋敷林	家屋の周りに設けられた樹木の集まりで、風や日差し、雪から家や集落を守り、生活に役立つ多様な機能を持つ林のことです。特に家々が孤立している場合は有効です。
ら行	
リモート センシング	人工衛星や航空機を使い、離れた場所から地上を観測する技術です。電磁波などを利用して、対象に直接ふれずに形や温度、植生の状況を測定します。気象予報や災害状況の把握に大切な役割を果たしています。
緑地種別	緑地には、大きく分けて施設緑地と地域制緑地の2種類があります。施設緑地は都市公園や広場、学校や市役所の植栽地、神社やお寺の境内のみどりなど、整備されたみどりのことです。地域制緑地は、法律や条例で開発が制限されている場所で、特別緑地保全地区や生産緑地などがこれにあたります。

8 用語の解説

緑肥	栽培した植物(緑肥作物)を収穫せずにそのまま土壌にすき込み、次に栽培する主作物の肥料成分や土壌改良材として活用する農業技術です。緑肥として、イネ科やマメ科の植物が使われることがあります。
緑被地	空から見て、樹木や草などの植物で覆われている土地のことです。
緑被率	その地域全体の中で、緑被地が占める割合(%)のことです。まちの自然の豊かさを測る目安になります。
緑化重点地区	緑化重点地区とは、都市緑地法第4条第2項第10号の規定に基づき定められた緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区のことで、義務的な規制を伴う区域とは異なり、行政と市民が協力して優先的に緑化を進めるエリアです。公共による都市公園等の整備に加え、民有地における住宅の庭や商業施設などのみどりを大切にしながら、将来にわたってみどり豊かな住環境を共に育ていくことを目指しています。
ローリング方式	計画の策定後、固定的に運用するのではなく、一定の期間ごとに計画内容の見直しを行う手法のことです。社会情勢の変化や、事業の進捗状況、財政状況などを踏まえ、計画と実態との乖離を防ぐために修正・補正を加えることで、計画の実効性を維持・向上させることを目的としています。
わ行	
ワークショップ	参加者が主役となって体験したり話し合ったりする体験型講座のことです。全員が対等に意見を出し合い、協力して新しいアイデアを生み出したり、問題を解決したりすることを目指します。
アルファベット・数字	
ABINC (エイビック) 認証	企業が生物多様性に配慮した緑地づくりや管理に取り組んでいるかを評価・認証する制度で、いきもの共生事業所認証とも呼ばれます。オフィスビル、商業施設、工場、集合住宅などが対象で、自然と共生する社会を目指す企業活動を促進します。
AI (エーアイ)	AIとは、人工知能(Artificial Intelligence:アーティフィシャル・インテリジェンス)の略称です。現在は、大量のデータから法則を学び特定の役割をこなす機械学習という技術が主流で、蓄積された情報から最適な答えを探し出す便利な道具として普及しています。人間のように自ら考え判断するレベルのAIについては、将来の実現が期待されている高度な段階であり、現在の技術とは性質が異なるものです。行政分野のデジタルトランスフォーメーション(DX)においては、こうしたAI技術を生かし、画像解析による樹木の健康診断や公園の利用状況の分析など、より効率的で質の高いみどりの管理への活用が期待されています。
CSR (シーエスアール) 活動	企業が利益だけでなく、環境保護や地域貢献など、企業の社会的責任を果たす取組です。信頼される企業として長く生き残るために欠かせず、活動を通じてブランド価値の向上や優秀な人材の確保につながります。
DX (デジタルトランス フォーメーション)	デジタル技術を使って生活や社会をより良く変えることです。公園では、データ活用による効率的な管理やスマホでの予約など、最新技術で利便性や満足度を高める取組が挙げられます。
J(ジェイ)- クレジット 制度	森林整備や省エネ設備の導入によるCO ₂ の削減量を、国が「価値」として認める制度です。この削減量は企業などが買い取ることができ、社会全体で温暖化対策を進めるための仕組みとして注目されています。

NPO (エヌピーオー)	Non-Profit Organization の略称で、福祉や環境保護など、社会を良くするために活動する民間のグループのことです。活動で得た利益はすべて、次の人助けや環境保護などの活動資金に充て、社会のために使い切ります。
Park-PFI (パーク・ピーエフアイ)	都市公園において、飲食店、売店などの公園利用者の利便性向上に資する公募対象公園施設(特定公園施設)の設置・管理を行う民間事業者を、公募により選定する仕組みです。この事業者は、施設から得られる収益を、公園全体の園路、広場、植栽などの特定公園施設の整備や管理に還元します。
SEGES (シージェス)	「社会・環境貢献緑地評価システム」の略で、企業が所有・管理する緑地の価値やその取組を客観的に評価する「緑の認定」制度です。ビルやマンションの緑化が、防災や環境保全にどれほど貢献しているかを評価・認定し、企業の信頼や建物の価値を高める役割を担っています。
SDGs (エスディー・ジーズ)	「持続可能な開発目標」の略称です。これは2015年の国連の会議で2030年までの達成を目指して世界共通で決められた17個の目標のことを指します。貧困や飢餓をなくすことから、地球温暖化などの環境問題への対策、ジェンダー平等、働きがいのある社会づくりまで幅広い目標が位置づけられています。SDGsの達成には国や企業だけでなく私たち一人ひとりの行動が大切になります。
SNS (エスエヌエス)	インターネットを通じて、家族や友人、あるいは共通の趣味を持つ人とつながるサービスです。文字や写真で自分の日常を発信したり、誰かの投稿に反応したりすることで、国境を越えた交流や情報交換が楽しめます。
TSUNAG (ツナグ) 認証	TSUNAG(ツナグ)認定制度は、国土交通省による「優良緑地確保計画認定制度」の通称で、都市緑地法に基づき、民間事業者等による良質な緑地確保の取組を国土交通大臣が評価・認定する制度です。TSUNAG認定を取得すると、「地球に優しい会社」としてアピールでき多くの人々の信頼を得ることに役立ちます。また、世界的な投資の評価も上がり、自然を守るための取組をわかりやすく公開できるようになります。
Well-Being (ウェル・ビーイング)	ただ病気ではないという状態を超えて、心も体も良い状態にあることを意味する言葉です。日本語では「幸福」や「良好な状態」と訳されます。生きがいを感じたり、人間関係が良好だったり、将来に希望を持てたりするなど、持続的な幸せを感じられる状態を指します。
30by30 (サーティバイサーティ)	2030年までに陸と海の30%以上を保全し、生き物の多様性を守ろうという国際的な目標です。失われつつある自然を再生させ、豊かな地球を次世代へ引き継ぐため、日本を含む世界中の国々が協力して取り組んでいます。

朝霞市みどりの基本計画
(グリーンインフラの推進に係るマスタープラン)
令和 8 年 3 月 発行

編集・発行 : 朝霞市 都市建設部 みどり公園課

〒351-8501 埼玉県朝霞市本町一丁目 1 番 1 号
電話 048-463-1111(代表)
URL <https://www.city.asaka.lg.jp/>



暮らしを支え豊かにする朝霞らしいみどりを整える



みどりを支える仕組みや担い手を育て・広げ・つなげる



みどりのある暮らしを楽しむ

